

## 長浜市曳山博物館の無料休憩コーナーへの飲食提供者の募集仕様書

目的 長浜市曳山博物館では来館者および観光客等のために、博物館に無料休憩コーナーを設けています。このたび、この休憩コーナーの利用者からの要望等により、無料休憩コーナーへの飲食提供者を募集します。

### ①施設の概要

- (1) 施設名 長浜市曳山博物館
- (2) 所在地 滋賀県長浜市元浜町14番8号
- (3) 構造 RC（鉄筋コンクリート）、一部SRC（鉄骨鉄筋コンクリート）  
地上3階 地下1階
- (4) 利用可能面積 面積 29.9㎡（厨房・カウンター等）  
無料休憩コーナー、面積 27.8㎡ 席数 20席
- (5) 年間利用者数 48,991人（平成28年度実績）
- (6) 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）
- (7) 施設管理者 公益財団法人 長浜曳山文化協会

### ②募集スケジュール

- (1) 募集期間 平成29年11月3日（金）から11月30日（木）迄
- (2) 説明会・施設見学会

日時：平成29年11月17日（金）14時00分から

場所：長浜市曳山博物館 2階 会議室

参加希望者は、前日までに電話で申込み下さい。

（受付時間9：00～17：00）TEL0749-65-3300

**※募集に関する説明及び質問についてはこの時以外お答えしません。**

- (3) 審査（プレゼンテーション）日程

日時：平成29年12月4日（月）14時00分から

場所：長浜市曳山博物館 2階 会議室

- (4) 選考結果の公表

選考結果は、選定された利用予定業者に公表することをもって替えさせていただきます。また、当博物館の飲食業者として相応しいと思われる応募者がいない場合は採用を見送ることがあります。

(5) 使用期間

①平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(平成30年2月1日から準備および試験営業として利用可)

②契約を継続することが適当でないとするときは、契約期間内であっても取り消すことがあります。

③募集(営業)条件

無料休憩コーナーは、博物館の無料ゾーンにあります。

あくまで博物館の一部としてのイメージを壊さぬよう、また、来館者等が飲食をしながら会話や休息などを楽しむことができるよう無料休憩コーナーに飲食物を提供していただきます。

(1) 営業種目は軽食及び喫茶とする。

アルコール類および匂いの強い食品の提供は不可とする。

(2) 営業日及び営業時間は長浜市曳山博物館の開館時間内に営業することとします。

①営業可能日時 年末年始(12月29日から1月3日)を除く毎日

②営業時間 営業可能日の8時30分から17時15分まで

(3) 利用料金(費用負担)

①月額5万円以上で応募者が提案する金額

②保証金 200,000円

③軽食喫茶の開設に要する費用並びに軽食喫茶店の設備に関する維持・管理経費など、その他運営に必要な費用はすべて出店事業者負担により行ってください。

(利用料、電気・上下水道、材料、人件費、清掃、喫茶内の必要な備品等、消耗品等)

(4) 設備(備品・食器類)の使用

下記、厨房設備および備品等については無償で貸与する。

机・イス等は、博物館が設置するものを使用すること。

その他営業に必要な備品及び什器等を使用する場合は、当財団に報告の上、出店事業者側で設置すること。また、設置設備の保守点検管理は出店事業者が行うこと。

(主な備品、設備一覧)

CoffeeMaster(HOSHIZAKI) 2台

製氷器(National) 1基

台下冷蔵庫(National)314L 2台

冷凍庫(National)1043L 1台

IHCookingHEATER(National)組込形作業台 1台

- 電気テーブルレンジ (Nichiya) トップヒーター大2、小1 1台
- 電気フライヤー (Nichiya) 1台
- ホシザキ業務用食器洗浄機(HOSHIZAKI) 1台
- 二槽シンク 1台 一槽シンク 2台
- 電機瞬間湯沸器(Nichiya) 1基 他

(5) 駐車場

博物館には駐車場を設けておりません。

従業員の通勤のための駐車場は別に用意してください。

(6) 火気の使用の禁止

博物館の性質上、ガス、カセットコンロ等の火気（炎が確認できるもの）を使って調理することはできません。IHコンロや電子レンジ・オーブントースター等を使用した簡易調理はできます。

(7) 禁煙

博物館敷地内は、禁煙です。

(8) その他

上の事項以外については、別途協議のうえ決定します。

④応募条件（資格）

次の用件を全てみたすことが必要です。

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店営業の営業許可を受けていること
- (2) 国税及び地方税の未納がないこと
- (3) 食品衛生法及び他の法律に基づく処分などを過去3年間受けていないこと
- (4) 暴力団員等による不当は行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項から第4号まで、又は6号の規定に該当しないもの

⑤応募書類

次の書類を各1部提出してください。

- (1) 応募申込書
- (2) 登記簿謄本（個人の場合は除く）
- (3) 会社の概要（パンフレット等）
- (4) 法人税・事業税の納税証明書（写し可）又は、確定申告書（写し）
- (5) 保健所から登録された飲食店の営業許可書（写し）

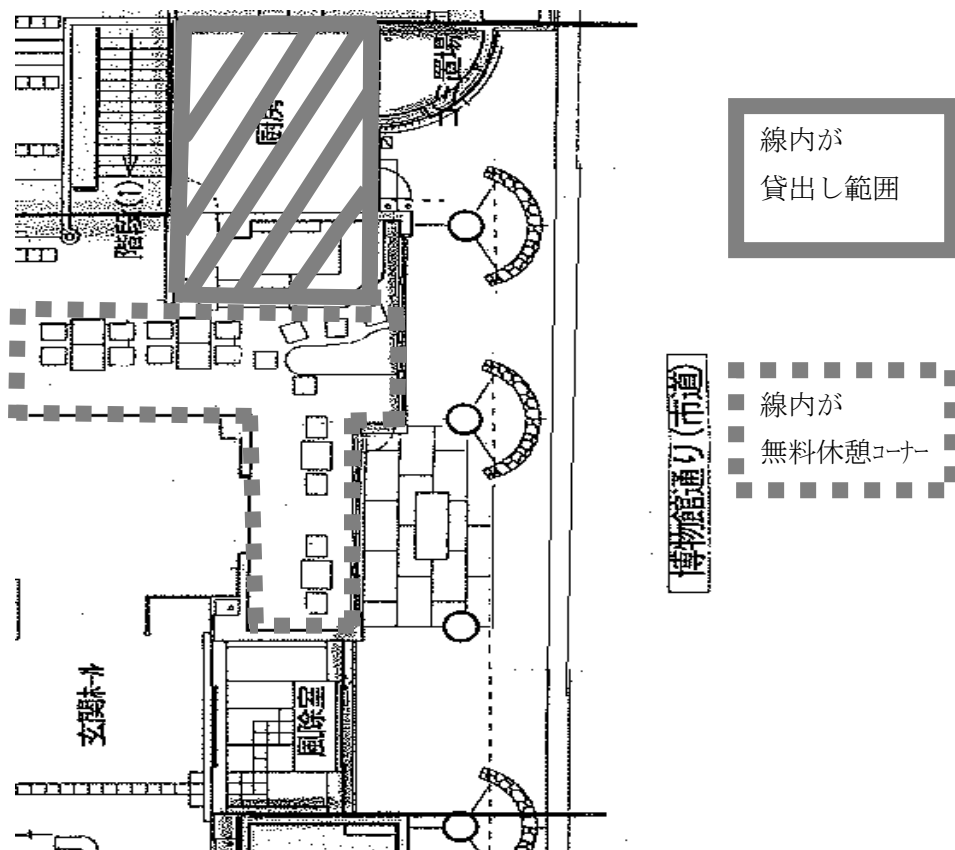
⑥応募書類受付期間および方法

本公募に参加希望の業者は郵送または持込により長浜市曳山博物館まで必要書類提出してください。

受付期間 平成29年11月3日（金）から11月30日（木）午後5時まで  
（郵送の場合も期限までに必着のこと）

※ 提出された書類はお返ししません。また、今回の選定以外に利用することはありません。

⑦配置図（現状）



⑧その他

本公募について疑義が生じた場合、記載のない事項については、飲食業者と財団が協議して決定することとします。

⑨申請及び問い合わせ先

公益財団法人 長浜曳山文化協会（長浜市曳山博物館）  
滋賀県長浜市元浜町14番8号 0749-65-3300